

みらいを想う母の会

清水先生の勉強会 第2回

憲法と私たちの暮らし

――平和は、どこから始めるか。

講師 清水奈名子先生

宇都宮大学国際学部准教授

宇都宮市

雀宮市民センター学習室

二〇一六年九月四日

「1 はじめに清水先生より」

私はいつも、勉強会に参加された方がどのような考えや関心をお持ちで、何を話したいと思っておられるのかをお聞きしています。簡単に結構ですので、自己紹介をかねてお一人ずつ話していただけますでしょうか。はじめに私からお話しますね。

私は宇都宮大学国際学部の教員をしております、清水ともうします。宇都宮に暮らし始めて9年になります。専門は国際法、国際機構論という分野なのですが、具体的には「戦争と平和の問題」といえばわかりやすいでしょうか。具体的には、いま戦争で亡くなる人の数は、兵士より一般市民のほうがはるかに多くなっています。現在も続いているシリアの内戦では、一対九の割合で市民のほうが多いとも言われているのです。

国際的なルール（国際法）では、戦争中に軍隊が市民を直接の攻撃目標にして殺してはいけない、という決まりが実は存在しています。そうであるにも拘らず、第一次世界大戦では兵士対一般市民が約九対一の割合で、兵士の死者数の法が圧倒的に多かったのですが、第二次世界大戦では

その割合は五対五になってしまい、これら二つの大戦以降はむしろ死者の割合が逆転した、ということが起きているのです。なぜこのように、武力紛争になると兵士よりも多くの市民が殺されるのか、これらの市民を守るには誰がどうすればよいのか、といった問題について研究してきました。

それから二〇一一年三月十一日の原発震災のことですが、私は宇都宮で被災しました。栃木県も各地で被災しましたね。栃木県は海がありませんので、直接的な津波の被害はなかったわけですが、宇都宮大学の学生さんには東北出身者が非常に多いですから、家が被害にあった、ご家族や親戚、知り合いの方が津波で流されてしまった、という方も多いのです。さらにお隣の福島県では東京電力福島第一原子力発電所で過酷事故が発生しました。栃木県は福島県の隣県だということで、たくさんの方が避難して来られましたし、栃木県にも放射能汚染は広がりましたので、事故当時は栃木県も含めて関東地方はもう住むことができなくなるのではないかと、という緊迫した状況もありました、今でも栃木県北地域の人たちは、放射能被害にまだ苦しんでいらっしゃるようですし、被ばくを避けるために栃木県から他の地域へと避難された方もおられるわけです。

このように歴史的な大震災と深刻な原発事故が起きてしまった状況下で、「学問は社会のために何ができるのか」ということを、強く意識して考えるようになりました、私はいま四十歳なのですが、生まれた時から日本は先進国で、何でも手に入るような物質的には豊かな時代に育ちました。さらに日本は平和主義の国だと言われてきました。ところが私が四十歳になるまでに、日本が現在のようにここまで変わってしまうとは思っていませんでした。

現在ある日本国憲法はいらぬという人たちが、政治の実権を握るようになりました。いわゆる「安保法制」も、国民の多数の反対にも拘らず成立しましたので、日本は再び「海外で戦争ができる国」になろうとしています。東電福島原発事故もいまだに終息していないのに、原発再稼働だ、輸出だというニュースが続いています。さらに六人にひとりのお子さんが相対的貧困（ある国や地域社会の平均的な生活水準と比較して所得が著しく低い状態）にあると言われ、さらには配偶者がいない高齢者の女性の二人に一人もやはり相対的貧困に苦しむという、深刻な格差社会になっています。私が小さい頃抱いていた日本のイメージとはかけ離れた国になってしまった、と思うのです。でもこれは、私自身も含めて主権者である大人の責任であって、

次の世代の子どもたちが生きづらい世界を私たち大人が作ってしまったのだという責任も強く感じています。

このように問題が増え続ける社会状況に直面して、市民の皆さんからもっと学びたいというご要望が増えていまして、勉強会の講師の依頼も増えていきます。同時に私も、市民の皆さんが今の社会についてどのように考えておられるのか、直接お話ししてみなさんから学びたいという気持ちがあります。それでいつも勉強会では、まず皆さんのお話からうかがうようにしています。今日は、必ずこう考えないといけない、ということはありません。憲法改正に賛成という意見もあつていいと思います。みなさんが今の社会とか、今後の社会を考えるとときに、どのような点に関心をもつていらっしゃるか、そこからお話していただければと思います。

「2ー参加者の動機や問題意識」

「暮らしを大切にすることから、より持続可能で平和な社会をどう作っていかけるか活動していて、学びたいと思う。グローバル経済のなかでの、教育のあり方、個人の経済のありかたも受けて、ひとりひとりが意識をもつて変えていけ

たらと思っっている。

「親とか祖父母から、憲法九条がどれだけ誇れるものか、平和でいられるのもこのおかげだと教わってきて、当然守るべき大きな存在だけど、一般的な大多数の方たちの反応がとて不思議で、それは特に「アメリカから押し付けられた憲法だから変えるべきだ」とか、そういうわけでもなく、とにかく無関心で危機感もないのが不思議です。本当に問題ないのか？ そういう意識の方とどういふふう会話をしたいのか、学びたい。

「のほんと生きてきて、外国の戦争のことも自分のこととして捉えていなかったけれど、このままだと未来に生きる子供たちが笑顔でいられなくなるのではないか心配。いろんな意見を聞きたい。

「前回の勉強会で清水先生のファンに。おかしいと思う考えをもった相手でも、相手の意見をまずよく聞くというスタンスを教えてもらった。選挙活動のときに、そう心がけた。憲法はもちろん、人としての考え方も教わりたい。

「昨日も選挙関係の勉強会に参加、今日は託児もあるのでよく勉強したい。とにかく知識がないのでひとつでも知識を増やしたい。焦りだけは日々感じているので、それはなぜか、よく知りたい。自分のまわりには同じ考えの人ばかり

だと思っっていたけど、どうやら少数派だと最近わかった。

同じ世代の母たちは、政治や原発のことは無いことになっているのかな。どうしてこうも彼女たちは違うのか、話してみたい。話すためには、ここがこう思うけど、あなたはどうか、と。そのための知識をふやしたい。

「前回の勉強会で自分の知らなかったことがあまりにも多いことに愕然とした。中国や韓国との問題についても誤解していたのかな、ほんとうはもつと尊重して生活していくべきではなかったか。憲法がどう変わろうとしていくのか、学びたい。

「興味関心をもったきっかけが、子どもたちに料理を教えているが、日本の食のありかたを考えていく中で、飽食の時代とTTPのこととか政治とも繋がっている、前回の選挙のときにも思ったが、ちゃんとした情報がわからない。F Bで得る情報とかけ離れている。父母には「当然、自民党でしょ、民主党にしたら日本は動かないでしょ」と言われ、あまりにも違いがありすぎて…、そんな身でもちゃんと勉強したい。

「子どもが二歳七ヶ月、子どもを持つまでは関心が無かったけど、九条と戦争のことが耳に入り関心を持つようになった。マイナンバーや予防接種のことも気になって関心をも

たないと、言われるままにしていたら…心配。自分のまわりは勉強会などで共有できていたけど、選挙があつて蓋を開けたら予想外の結果だった。だから勉強は続けたい。

「前回の勉強会まで立憲主義ということがよくわかっていなかったし、勉強になった。どう勉強すればいいか、信頼できる人の本などを読んで勉強したりして…、改正草案を讀んでみたら、家族の絆を強く、など一見、よさそうなことが書いてあり、でもなんだか違うんじゃないかと思うけど、よく理解できないので、先生の解釈で教えて欲しい。自分は現実的に動きたいタイプなので、戦争になるとなつたときに、こういうことが考えられているかを学びたい。選挙のたびに思いつめて、ロシアにでも逃げようか、でもどう動いていいか…と、どうどうめぐりなので、今日は先生の考えをよく聞きたい。

「六年生になる子どもに「安保法案ってなに？」と聞かれて答えられなかった。いままで無関心できたので子どもと話し合いができたらいいな、と会を教えてもらつて勉強にきた。男の子三人なので、イコール戦争に連れて行かれるという発想しかなく、それも悲しいことなので、ちゃんと学びたい。

「FBで勉強会の告知を見て、無知な人間なので学びたいと

思つて参加した。小一の女の子がいて、戦争つてこういうイメージなんだよ、と一緒にある映画を觀に行つた。途中で泣き始め「自衛隊の人に戦争やめてと言わなくちゃ」と言い始めた。私は自分の言葉で説明できないので、教えてもらつて伝えるようにしていきたい。

「こういう勉強会に来るのは初めてです。子どもが二人いるんですけど、二十二歳と十二歳の男の子。いまの政権。この前も中学校で…の活動が流れていて、みんな笑つているんですけど、この子たちに何ができるか心配で日々考えています…涙

(清水先生)特に安保法案以降、男の子のお母さんからそんな相談が増えているんですよ。

「小中高の子どもがいる。こんな世の中に産んでしまった、と不安になつて、親が集まる会を立ち上げ勉強会をやつていた時期もあつた。子どもが小学校に上がるとみんな忙しくなつてできなくなつた。倉本さんに出会つて小さい子どもがいるのに頑張つてるなあと思つて、また活動を。前に集まつていた人たちとも繋がれたらいいなと思つたり。清水先生の下野新聞の記事を切り抜いて読んでいる。今日は勉強したい

「自分はノンポリで、六十年七十年安保もすつとばしてきて、

戦争終わって憲法公布された次の日に生まれ、今年七十になるが世相を知らない、おばあちゃん世代でも、すでに戦争を語ってあげられない。若い人にどう伝えたらいいか、どうしたらいいか、頭が熱くなるくらい危機感もったおじいちゃんおばあちゃんが多い。野党共闘で県民ネットワークたちあげてみたけど、結局、政策で判断して考えるより、人間関係で考えちゃうのが日本の社会、これからそういうことを探っていききたいと思っても若い人たちと接点がないし、清水先生や若いお母さんたちの話を聞きたいと思っ参加している。

「最近、近現代のことを勉強したいと思っている。自分も動かないと、とんでもない時代になるな、と。いまの時代、権力者にゴマする教授や研究者が多いが、清水先生はちがう、だから勉強したい。自民党政権の中の戦争当事者の孫やひ孫がそういう考え方を引き継いでいる。安倍さんのやり方には、今までのやり方でやってられるか、という感じを受ける。大衆は、今まで通り事なかれ主義でなんとかするんじゃないのか、と思っっているのでは？」

「一九七六年からおとどしまで社会学を女子高で教えていた。自分自身も「みらいを想う母の会」と思っ参加。今日は女性が多いので教室を思い出します、おふざけですみ

ません。私は誰がなんといっても護憲です、そう言う左翼と決めつけられるが、憲法を守るのは、義務付けられているんです。今の日本はまったく逆のことやってる。じゃあ天皇とかも左翼か？ということ。一言一句変える必要がない、この憲法がいかにされていない現状で、なぜ今ごろ：という思いがある。改正案は明治憲法の焼き直しで、噴飯物。特に危険なのは、国防軍という軍隊ができるということ。今日は小さいお子さんもいらつしやるが、軍隊の制服着て靴をはいて武器をもつ機会がないということはない。テレビを見ればオリンピックかお笑いばかり。良心的なのはLINEとかだけ、いろんな方ともネットワークを広げたいという思いでここに来ました。

「無農薬で米作りしています。政治に関心をもったのは原発事故で福島の農家さんが自殺したニュースで関心をもち、活動を始めた。反対反対ばかりで変わっていくのか、そこで反対って言うっていても、選挙に負けるしどうすればいいのか。この前は座間宮ガレイさんの話を聞いて、政治に関心をもつ人（を増やすには）：僕に何ができるか、考えた

い。
「大学院でカリキュラム開発教育を学び、今は「デモクラティックスクール・つながるひろば」を主宰。さまざま

齡の人の繋がりを企画しています。ひとりひとりが自分らしく生きやすい地域社会が実現できたら：と学んでいくと、政治、憲法、経済・・が有機的に繋がっていくことがわかり、学びながら活動したいと思つて参加。

―ちよつと前の私は無関心で無知、母の会の皆さんや清水先生のおかげで、向き合う時間をとるようになってきて、ひとつひとつ学んで、自分の言葉にして、こういう所に来ない友人や家族に発信して、日常の中で自然に話をしていくたらしいな、と望んでいる。

―金沢のオープンハウスで清水さんという人が活動していて、その中で、草カフェと言って憲法改正草案について学ぶことに参加してきた。そこで繋がった母の会がパワフルで、夏休みボケだったが今日も参加できて気をひきしめていきたいと思う。

―九条を守るとか騒がれていて、なんだろうと思つていた。山本太郎さんの話を聞きに行つて、いまの状況にぞつとした。政治についても最近興味を持ち始めて、発信していきたいと思つてるが、無知なので勉強したい

―耳には入ってくるけど、現実を見ないようになっている人たちがいる。仲はよくてもそういう話ができない人もいる。ものごとのいい悪いでは話ができない、人間関係をあたた

めていかないと、聞き合うことができないのか……。その際に、いろいろな情報を持つていたほうがいいし、お互いのことを伝え合うことが大切。そうしないと、それには、技術も必要かなと最近感じている。ハードとソフトの両方を高めつつ、柔軟性も必要で；、でも日本はただ待ったなしの状態なので少しでもヒントを積み重ねて語れるようになりたい、

―市議会議員に立候補する前に改憲草案の勉強会に参加して、これはただごとではない、と。市川房枝さんの勉強会にも参加。議会ではほとんどが改憲草案に賛成。人としては良い方がなぜ改憲草案に賛成しているのか、わからない。この方たちにご理解いただけるには、どういう言葉を持つていいのか。介護保険でも家族への負担増、ひとりひとりの負担が増えている、でも介護保険に携わっている人ですら、国が決められていることだから、と反対しない、そういう危機感もある。

―政治とか全く興味なく生きてきた。子どもができて311があつて、これは奥が深い、と、もと高校の先生がいる前で失礼ですが、高校時代、憲法は暗記させられただけ。なんだっただろう、日々の生活との繋がりが感じられない、教育現場でまったく頭にはいつてなかった憲法を、今日は、

見た目はかなり違うが女子高生のつもりで勉強したい

「この会を企画する自分の動機としては、母と子とふたりでいることが多く、人と会うことも多いが、子どものことや身近な話で終わってしまう、自分はネットから情報を多く得ているが非常に不安、人と共有したいいつも思ってる、日常の中で政治の話は出しにくい。でも大事なことから、知識を深める場として：、あとは、日常会話として政治の話ができる場として会を立ち上げた。選挙結果は、自分としてはショックだった、こうじゃないな、という方向に動いている、自分もそうだが、今まで政治や憲法を学ぶ機会はなかった、じゃあ、具体的に市民ひとりひとりが声をとどけるには何が必要か、そのためには、知識を得ることと、人と交流して対話をしていくこと、今は選挙もないけど、そういう時期の方が大切なのか、選挙中は気持ちも高ぶって一方的になりがちだけど、こういう時ほど深められたらいいと思う。」

「3 清水先生の問題意識」

今日の勉強会のご相談を受けまして、タイトルをどうしようかと企画された倉本さんにご相談していました。二〇

一六年七月の参議院議員選挙の結果が二カ月前に出ましたが、改憲草案を二〇一二年に掲げた自民党が票を伸ばすという結果になりました。ですので、憲法改正が現実的になってきています。ただ、憲法の条文を学ぶ前に、憲法と私たちの暮らしとの間にどのような関係があるのかについて確認する必要があると思いましたが、ひとりひとりの暮らしと結びつけた話をしたいと考えました。

ただ皆さん子育て中で、ご家族の方のご事情もあると思いますし、勉強会に参加するだけでもハードルが高いと感じておられる方がいらっしゃるのではないのでしょうか。なぜか今の日本は、自由民主主義のはずですが、政治に関心をもつことがすごく難しくなっています。前回の勉強会の際にも、また今日もみなさんからの冒頭のコメントで、この点に関するご発言がたくさん出ていましたね。「政治について話題にすると周囲の人にひかれてしまう」かんじがあるし、そもそも話題にしたいけれど、日々忙しいので、自分に知識がないと周囲の人に発信できない、語りかけもできないし、といった想いを抱いておられる方が他にもいらっしゃるのではないのでしょうか。

多くの方が、政治についてなにも知りません、私には知識がありませんということを前提に、そういう人間が口出

してはいけないという雰囲気を感じていらつしやるのだらうと思います。今日お話しする憲法については、高校までに何度か授業の中で出てきていますよね、「国民が主権者である」と教室では習うわけです。でもこのことを実感する機会が社会に出るととても少ないので、「主権者意識」が果たして浸透しているかというところ、どうでしょうか。主権者が政治について話せない、と感じることはおかしな話ではありませんが、残念ながら「私は主権者であるのだから、政治について話すことは当たり前」という意識は浸透していない可能性があると思っております。

この「政治について話しづらい」と感じる人が多いのは、特に安全保障の分野ではないでしょうか。北朝鮮がミサイルを撃ってくるぞ、日本でもイスラームによるテロが起きるぞ、中国が尖閣諸島をとりにくるぞ、といった議論をする人々のなかには、「知識のない国民は、どうせ安全保障問題についてわからないのだから黙っている」つまり「素人は口をだすな」ということを、はつきりと口にしないまでも、そうしたメッセージが伝わるような議論をしています。または「今は悠長に議論をしている場合じゃない、危機が差し迫っているのだから問答無用」という雰囲気が強まっています。原発事故後の放射能汚染も同じ流れです。

よね。物理学や医学の「専門家」が出てきて、専門用語をたたかわせながら、「こういう専門知識のないあなたたちには議論する資格はない」と言わんばかりの議論が続いていきますし、原発事故以降、加速していると思います。

政治について話しにくいと感じることについて、「自分が知ろうとせずにさぼっていたからだ、自分のせいだ」思う必要はないと私は思っています。いまの日本は、構造的に、思考停止をして自分の意見をもたないで、なんとなくまわりの意見に合わせていくのが楽な生き方に見えてしまう社会であるからです。実際に、それが楽かどうかは別問題なのですが、この点はあらためて議論できればと思っております。

みなさんのお話を聞いていますと、さまざまな危機感をもっているらつしやって、今後の政治的なスケジュールがどうなるのか、実際に戦争がおきるのではと不安を感じておられる方もいました。そういう不安な気持ちを外の社会で話すと、「安保法制が通ったからって、それだけで戦争になるって信じているほうが頭がおかしいんだよ。まさかそんなの信じていないよね」「本当にそう思ってるの?」と揶揄（やゆ）されてしまう、というエピソードも聞いたことがあります。

それからもうひとつ、「女が政治に口を出すな」、という論調もありますよね。「国際政治ってそのように生易しいものではない、感情論を持ち出すな」と言われたというお話も以前うかがいました。それから最近では、「防衛大臣は女性でしょう、男ばかりが戦争が好きなのではない」とも言われるようになりましたね。現在の防衛大臣である稲田朋美さんは核武装論者として有名ですので、女性の政治家が増えれば平和になるかといえば、そうシンプルに変化しない可能性があります。男性か女性かではなくて、いまの政権の中枢にいる人たちにとって都合がよいことを内面化していれば重用される、逆に批判的であれば権力から遠ざけられる状況にありますし、その状態は悪化しているように見えます。

多くの方が戦争になっってしまう、と心配するのは、杞憂ではない、絵空事ではないんです。仕事柄海外のニュースも確認するようにしているのですが、稲田さんが防衛大臣になったときに、日本の核武装論者で戦争犯罪否定論者、つまり彼女は七十一年前に日本が負けた戦争を正しかつたとずっと言い続けている人ですけど、その「戦争犯罪否定論者が防衛大臣になった」という点が、海外のニュースでは大きな見出しになりました。中国や韓国は、その点を懸

念しながらいまの日本のことをみています。そんな日本が「憲法前文や第九条を変えます」と言っているわけです。核武装論者で、朝鮮半島や大陸でも多くの人が日本兵によって殺された戦争を「正しかった」と認識している人たちが首相になったり防衛大臣になったり、そんな日本を、海外の人たちは、どう思うのでしょうか。

この点について学生たちと話しをすると、意外とのんびりしているんですね、全員ではないのですが、「日本人は親切で思いやりがあつて、平和主義の国だから心配ないですよ。憲法変えたぐらいで戦争するはずがないじゃないですか」という学生もいるのです。そういうときに、自己認識と、他人が私たちをどうみているかは違うこともあるという話をします。海の向こうでは、日本に対するイメージが違うのではないのでしょうか、と問いかけるのです。日本人によつてたくさんの人たちが殺された経験をしている国の人たちが、「日本は怖くない国で、九条を変えようが、自衛隊を国防軍へと変更しようが、あの国は絶対に戦争をしない平和主義の国だ」と思ってくれるでしょうか、と質問をしてみました。

そうすると、「そのように、相手の立場に立つて考えたことはなかった」という感想が出てきました。どちらのイメ

ージがより「正しい」か、がここでは問題ではありません。安全保障や外交について考える時には、相手との関係によって決まる問題ですので、自分たちが信じている良い印象の自己認識だけで議論をしまうと、現状認識を誤ってしまいますので非常に危険です。

テレビや雑誌などのマスメディアでは、日本や日本人を過剰に礼賛する話題が絶えませんが、こうした偏った報道も問題です。外国人を集めて日本の良いところを次々に言わせて、「やつぱり日本はすごい」「世界は日本を絶賛している」といつてまとめるような番組や雑誌の特集が増えています。これらが痛烈な批判的コメディで、日本社会を皮肉るといのであれば、高級な笑いということもできるでしょうが、そうではないようですのでとても心配しています。日本国内でも、そういう話にちよつとついていけない、違和感がある、と思う人が話しくくなつてしまつていく可能性があります。

このような自画自賛によつて海外におけるイメージとずれていくという傾向は、かつての全体主義や戦争を実現しやすくするための前段階として、組織的に行われた歴史があります。今後、私たちはこうやつて自発的に集まつて、政治について話し合うことがますます難しくなる可能性が

あるのです。もし私が全体主義の政治をしようと思う政治家だとしたら、人々がこうやつて自発的に政治の話をする場を奪つていこうと思ひます。

たとえば、学校で「生徒たちを二度と戦場に送りたくない」という話をする先生がいたら、それは政治的な中立ではないから報告してください、という自民党の調査が自民党のホームページ上で展開されています。このニュースは本当にショックでした。何時代の話なのだろう、と耳を疑いました。学校で、まず先生たちが自由に政治について話せなくなつたり、こういう市民の勉強会のような場所でもだれか政府のスパイがいて、録音しているんじゃないかと思つてしまう、そういう冗談みたいな話ですけど、日本は戦争をしていた数十年前までそのような社会だったことを忘れてはいけないと思ひます。

いまは日本国憲法があるから、こうやつて集まつて自由に意見を述べていたとしても、「逮捕されるのでは」と心配しなくてすむのです。なにかあつても最終的には、憲法で保障された思想や良心の自由（第十九条）や、集会の自由や表現の自由（第二十一条）などがあるので、私もこうて安心して話すことができますし、みなさんも自由に参加し、発言ができるわけです。でも今後社会において政治的な話

を自由にすることができなくなっていくと、どうなってしまうのかは、予測でしか話すことができません。社会の状況は、実験室の中で実験するわけにはいかないのです、過去の歴史を学んだうえで予測するしかないのです。

ハンナ・アーレントという女性の政治学者がいました。ドイツ生まれのユダヤ人でしたので、ナチスの迫害を受けて米国へ逃げた経験があります。一度ナチスに捕まってフランスで収容所に入り、命からがら逃げ出して、なんとか米国へと逃れることができました。戦後はドイツに帰ることも可能でしたが、ずっと米国で暮らして一生を終えました。再び祖国を信じるのが、怖かったのだろうと思います。

彼女は、ドイツがどうしてナチス党が支配する国になっていったのかを考えるために、『全体主義の起源』という本を出版しました。ナチス独裁になる前のドイツには、ワイマル憲法という非常に民主的な憲法があったのです。そこ民主的であったはずのドイツから、ナチス独裁に動いていった時代に何があったか、同時代の目撃者として彼女が説明をしています。

そのなかで、このような言葉が出てきます。人々が、社会で起きている事実を「事実だ」と思えるのは、だれかと

話し合うなどしてその事実について確認することができて初めて、事実だと思えるということですよ。

「いま、政府がああいうことをやっている、あれは戦争に近づく政治だ」と私が考えたといいます。しかし首相は、表面では「戦争はしません、派兵は平和と安全のためにします、テロ対策のためです。核廃絶にも努力しています」と言うわけです。でも実際に政府がやっていることは、日本の自衛目的以外の戦争をしやすくする安保法制を作ったり、核兵器体制を温存したりと、発言内容と実際の政策がずれているのです。「言うこととやることがずれている、実は戦争に向かっているのでは」というのは、現実にかけていることについてのその人の頭の中にある「解釈」にすぎません。この「解釈」を他の人と話し合って、「そうだね」と確認する相手がいて初めて「事実」現実感をもって確認できる、とアーレントは書いています。

全体主義や戦争に向う社会では、そうした個人同士の自由な対話による「確認」が、だんだんできなくなつて、監視社会になっていくのです。いまの日本社会においても、メディアがきちんと重要な情報を伝えていないと多くの人が感じていますし、メディア側も政府に遠慮をして、とても怯えているように見えます。出すべき情報も選挙前は出

さずに、選挙が終わったら後出しで、「自民党のバックに日本会議という団体が改憲勢力となってます」といった特集が組まれたりしていました。選挙前にはテレビでは「改憲」について十分に話題にしていなかったのに、選挙が終わった途端にこうした報道をする様子を見ると、政権与党に批判されるのが怖いのではないか、と思ってしまう。いま、批判的な報道をしたからといって逮捕されるわけでもないのに、メディアの側から自主規制が始まっている可能性が高いのが現状です。

依頼をされて執筆した文章に「稲田防衛相は核武装論者」と書きました。彼女は、『正論』という雑誌で、国会議員の立場で、文字の記録に残る形で「日本も将来核武装を検討するべきだ」と書いていたからです。編集者からは「核武装論者という表現は強すぎる」と言われました。その後も議論をしましたが、結局「かつて核武装を提唱した」という表現におさまりました。削除はされなかったのですが、良かったのですが、「核武装論者の」と表現するのでは、ずいぶんイメージが違ってきます。メディアが及び腰になっただけで、事実を共有できなくなっていく。問題意識をもった人が孤立していく、話せなくなっていく…、その一方で、政権は人々の耳に心地よいことをどんどん作り出して

発信していきます。

ナチスが政権を取る過程で、ヒトラーもやはり人々が聞きたいことを話していました。当時、第一次世界大戦で敗北したドイツでは、多くのひとが失業していました。「みなさんに職を与えます、所得を増やします、自家用車を持つようになります、みなさんはドイツ人というだけで、アーリア人だというだけで、じゅうぶん立派な存在です」と言うのです。不況で失業して、自分が生きている価値もないと思っていた人たちに「あなたはドイツ人に属しているだけで意味があるんです。それに比べてユダヤ人、ポーランド人などがドイツにいるせいで、ドイツは戦争に負けたし、優秀なドイツ人の質が下がっていくのです。だから、そういう人たちを一掃すれば、私たちの今の苦しい状況は変えることができます」と主張しました。もちろんこれらは不正確な情報ですが、政権をとるためにはこうした政治的な情報操作を積極的に行ったのです。こうしてナチスは、わかりやすい「社会の敵」を作り出しました。人は憎悪や恐怖には反応しやすいので、「敵」を攻撃する政治は票を集めやすいからです。ナチスと同じように、「敵」を攻撃することで人気を得ようとする政治が、日本のなかでもすでに展開されつつあります。

問答無用、素人が口を出すな、という意識が醸成されて、政治や社会の問題について人々が自由に話せなくなると同時に、日本を礼賛するような心地よいニュースたくさん流れてきて、こうした情報操作に乗せられてしまう流れができるのではないかと、私も感じていますし、みなさんも危機感を共有しておられるのだと思います。

こうした状況で周囲に流されるのではなく、踏みとどまって、「いや、そうじゃない。みんなが憎しみあわないで殺しあわないで、疑心暗鬼にならないで、やっていける社会のあり方が、きつとあるのではないか」と議論していくときに、私たちの支えになるのが、今の日本国憲法に書かれた内容なのだと考えています。

前回の勉強会でも言いましたが、憲法は、いまの社会をそのまま映している文章ではないのです。人類がこれからつくりあげていきたいと願う「社会の理念型」を、そこに描くものなのです。ですから、「今の日本の社会の現実に合わせていないから、憲法を変えるべきだ」という議論は、矛盾したことを言っているのです。憲法が今の社会をそのまま写していたら、大変ですよね。「格差拡大はあたりまえ、持ちたい国は核をもちましょう」という憲法になってしまいう。そうではなくて、私たちが子どもたちの未来にどうい

う社会を残したいのか、ということが、憲法について考える作業になるのです。日本は残念ながら、これまでに多くの間違いをしてみました。それらの過去の過ちから少しでも学んで、今後の世界が破綻をしてしまうことを防ぐには、私はまだ時間はあると思っています。というのは「もう何をしても無駄だ、絶望した」と言ったら、私は学生たちに顔向けができないのです。学生たちに語る資格がないと思っています。私たち大人世代が諦めてしまったときに一番困るのは、次の世代を担う若い人たちです。ではどうしたらいいか、これから考えていきましょう。

「4—そもそも憲法とは何でしょうか」

憲法とは

資料のはじめにクイズを出しました。①憲法は国民が守るべき義務です ②憲法は権力者が守るべき義務です。どちらが正解でしょうか？ 学生に聞くと①と答える学生がいますが、実は正解は②です。

憲法が誰宛てに書かれたものかといいますと、国家の権力を握る、政治家や公務員に宛てて書かれたものです。国家公務員はもちろんのこと、地方の公務員もふくめて国家

権力者が守るべき原理原則が書かれています。主権者である国民が、政治家や公務員に向かって政治をどのように進めていくのか、何を実現するのか、その際に基本はこうしてくださいね、という国の構造を決めたものが憲法なのです。英語では constitution ですが、「あの人、体格いいよね」という時の体格を指す言葉でもあります。

国の体格、すなわち、どんな政治を行うかと基本構造を描いたものなので、そもそも、憲法と政治がどう関わるかという点、憲法には政治を行ううえでの基本的な決まりごとが書いてあるから、政治にとって憲法は重要なのです。

「憲法は綺麗事が書かれているだけだから、現実の政治とはかけ離れている」という議論がありますが、そうではありません。むしろ憲法に書かれている権利や社会を実現するために、政治は進められる必要がありますし、政治家や公務員はそのために働くことが求められているのです。

ところが政治というと、私たちの生活から遠く感じてしまうものですが、私たちがどんなに政治に無関心であっても、政治の方が私たちの生活にずかずかと入ってきてしまっています。私たちが何歳から結婚していいとか、学校に行くか行かないかとか、全部、政治の場で法律がきめていきます。戦争をする国では、何歳以上は兵役に行くときめら

れている場合があります。お隣の韓国はそうですね、宇都宮大学にもたくさん韓国から留学生が来ていますが、男子学生には兵役の義務があります。韓国がいま戦争を戦っているわけではないのですが、北朝鮮との戦争状態が終わっていないので、兵役があるのです。

繰り返しになりますが、憲法と政治の関係を確認しますと、政治が何をどのように進めるのが憲法には書かれています、その内容を誰が決めるかについては、主権者である国民が決めることになっています。なんでそんな面倒臭いことをするのか、権力者を信頼して政治をやらせればいいじゃないか、と考える方もいるかもしれませんが、歴史を振り返ると、人間は一度権力の座につくと、どうしてもそれを濫用してしまう、都合良いように使って、国民を傷つけてしまったり、他の国を侵略してしまう、ということがありました。そうした政治の過ちや、政治の暴走を食い止めるための知恵が、この憲法という制度です。

憲法と法律

憲法と法律、その違いについてもよく質問を受けますので、ここで確認しておきますと、憲法が一番上にあります。あらゆる法律に優越する、一番上に位置するのが憲法

で、その憲法に基づいて、憲法に書かれたさまざまな理念や原則を実現しつつ、国の政治を進めるために作られるのが法律です。

それでは法律は誰に宛てて書かれているかというと、法学的な回答になりますが、日本の法令適用範囲にある自然人、法人等の全存在です。自然人というのは、私たちのような人間だと思ってください。これは日本の領域でいえば、基本的には国籍に関係なく、日本の法律に服します。外国人の方だけが交通違反をして良いということはないわけです（沖繩の米軍などを除きますが）。法人というのは、会社や学校などの組織が権利や義務を負うことができるように、法律上はそうした組織を法人と呼んで、自然人と同じように権利義務の担い手にしました。それらも、そして政府も含めて、守る必要があるのが法律です。誰に宛てて書かれたかという点、政府も含めて、人、団体、組織、その他すべてに適用されます。それだけ非常に強い力をもつ法律をつくる権限を国会は持っているわけです。すべての人が従う法律を作ることができるのが国会で、それを実際に使って政治するのが行政、安倍首相が率いる行政の人たちです。それだけ強い権力を持っているので、その権力が暴走してしまわないようにするために、最低限、ここだ

けは譲れませんよ、簡単に単純多数決（過半数）でも変えないでくださいねというルールを書き込んだのが憲法であって、繰り返しになりますが、主権者である国民が、国家権力に向けた、ある意味、命令であり、指示なのです。

こうした憲法に基づいて行われる政治を、立憲主義と呼びます。「主義」というのは「考え方」です。立憲というのは、憲法によって立つという意味ですから、憲法を尊重して、憲法の基礎によって立つ政治を行うのが立憲主義と呼ばれる考え方になります。この立憲主義には、「三要素」と呼ばれる特性がありますので、そのことを順番に説明しますと次のようになります。

一つ目が、自由の基礎法であるということです。憲法の一番の目的は何かという点、国民の自由と人権を守る、これに尽きます。なぜなら、近代の自由民主主義国家とは、少なくとも理念のうえでは、国民の自由と人権を保障することを目的として作られました。一人ひとりの力だけでは保障できないので、私たちは自分たちの権利、主権を国家に委ねて、私たちの代わりに法律を作って政治をしてよいけれど、一番の目的は私たちの自由と人権を守るためですよ、そこは絶対に譲らないでくださいということを、多くの憲法が謳っています。近代の民主主義的な憲法に必ず人

権保障が書かれているのは、それが理由です。国家が存在する理由は、国民が自由を享受して、人権が保障された社会において生きていくためなのです。このような人権の保障は、単純多数決でも簡単に覆されることのないように決められています(憲法改正のためには、三分の二の多数等、過半数よりも多くの賛成を求める憲法が多い)。

立憲主義の要素の二番目は、制限規範性ですが、これは先ほどから言っている国家に歯止めをかける、制限をかけるということなのです。そして三番目の要素が、最高法規性です。憲法はあらゆる法律に優越していることを意味します。その結果、憲法に違反している法律はそもそも制定できませんし、もしされたとしても「憲法違反」が認定されれば効力を失います。安倍首相が昨年、安保法制を強行採決しましたが、あれは憲法違反、つまり違憲だというコメントが憲法学者の圧倒的多数から出されていました。憲法に違反しているから法律として効力がない、作ることすらできないという批判が寄せられたのを、政権は無視しているわけです。違憲の法律を作ってしまうこと自体、立憲主義に反することになります。

この点について制度的に問い正していくには、裁判所で争うしかありません。その話も最後に少ししたいと思いま

す。憲法を逸脱した政治家の罰則規定のようなものは、憲法にはありません。なので、憲法はあらゆる法に優越するわけですが、それに違反してしまった政治家が出てきたときにどうするかが、いま私たちに問われています。

人権保障「存在」と「当為」

他の関連するキーワードとしては、人権保障があります。人間として生きる上で、最低限の権利の保障です。人は生まれながらにして平等であるという考え方が、人権思想の出発点でした。ただ、その「人」には最初、男の人しか入っていませんでした。または、有色人種や非ヨーロッパ人は入っていませんでしたので、それではおかしい、私たちにも権利を、という声が各方面から高まっていき、対象範囲が次第に拡張されてきたのが人権の歴史なのです。

人が生まれながらにして平等である、というこの原理は、はたして現実の世界の具体的な事実だと言えるのかどうか、という問題について学生と授業で議論します。かつてドイツに、イマニユエル・カントという名前の哲学者がいました。十八世紀ごろに活躍した人です。彼は世の中の存在を二つに分けて議論をしたのですが、一つ目は「存在 (Sein (ザイン ドイツ語) / be)」というカテゴリーと、もう一

つが「当為(とうゐ) Sollen (ゾルレン ドイツ語/ought to be)です。「存在」というのは、「〇〇である」という現実の姿を指します。「りんごは果物である」と言う場合のように、現状を指して「存在」という言い方をします。一方で「当為」というのは、「〇〇であるべきである」ということです。

では、「人は生まれながらにして平等である」というのは、「存在」なのか「当為」なのか。学生さんとの点についてディスカッションします。

人は、残念ながら生まれながらにして非常に不平等です(〜である⇨存在)。生まれたときから、それこそいろいろな病気や障害を持つて、一生歩くこともできない人もいるかもしれませんし、生まれた国がいま、シリアであるか、日本であるかで、子どもの運命はまったく違ってしまいます。シリアでは内戦が続いて、数十万の人が国内外へ避難をしたり、死亡したりしています。ある地域では、男性として生まれるか、女性として生まれるかで健康状態や社会的地位が全く違ってきます。いろいろな意味で、人は非常に不平等に扱われますが、でも、人として生まれたからには、人間として平等に扱われるべき(あるべき⇨当為)という考え方が人権思想なのです。

実際に人は不平等に生まれてきて、さまざまな違いがあり、そうした違いを理由に差別も受けることが多かった、という歴史があります。でもそういう差別を放置しておく、実に多くの人が抑圧され、圧迫され、戦争も起きやすいことが明らかになっていきました。そうではない別の世界を目指そうとして生まれた考え方が、「人として生まれたからには、人として平等に扱ってほしい、それは人としての権利(人権)なのだ」という考えが、人権保障の思想の根っこにあります。

ただ、当初人権を保障されたのは一部の男性だけだったことは、お話しした通りです。たとえばそれを女性にも拡張してくれという運動があり、またはアフリカ系アメリカ人の人にも拡張してくれと米国で訴えた代表者が、マーティン・ルーサー・キング・ジュニア(Martin Luther King, Jr.)牧師でした。彼が一九六〇年代に命を賭けてアフリカ系住民の権利獲得のためにたたかった結果が、初のアフリカ系大統領であったバラク・オバマ(Barrack H. Obama)大統領であり、そのオバマ大統領が最近権利を拡張していった事例が、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の人たちの同性結婚を合法化したというニュースでした。合法化した根拠は、やはり constitution ⇨アメリカ合衆国憲法なの

です。合衆国憲法がすべての人の平等を認めている。したがって同性であっても、婚姻の自由は認められるべきであるということ、彼は訴えていました。

こうした事例が示しているように、憲法とは「あるべき世界」を埋め込んでいる文書なのです。ですので、繰り返しになりますが、「いまの世界と憲法の理想は違うのだ、そしになります、」いまの世界と憲法の理想は違うのだ、そんな甘い考えではやっていけないから、いまの世界に憲法を合わせるのだ」という議論は、「あるべき世界」への願いを含めた憲法の存在自体と矛盾する主張であるだけでなく、いまとは異なる世界を作っていくとする努力を切り捨てる結果を招く可能性があります。いまとは違う、よりよい世界を目指すための憲法という考え方を捨てるかどうかという、すごく深刻な議論をしていることを、改憲を求めている当事者も自覚をしていないのではと心配しています。

また手続きの問題として、憲法は簡単に改正できないという話をお聞きになったことがあると思います。国会で法律を作る際には、通常は議会出席議員の過半数(二分の一)の賛成で可能となるのですが、憲法は衆議院、参議院両院それぞれの議員三分の二以上の賛成がないと変えられないルールになっています。すなわち、通常の法律を作る手続きよりも、憲法の改正はハードルを高くしてあるのです。

その理由としては、単純な過半数で時代ごとに憲法の内容を簡単に変えてしまつては困るからです。例えば人権を尊重するというルールを、そのときどきの過半数の議員がそんな保障は要らないといつて変更してしまうことは、問題となるでしょう。言い換えると、憲法に書かれた原則は、単純に過半数で変えてはいけない「重たい原理」を埋め込んでいるということです。なぜなら、人間は間違いを犯すからです。権力を握ると、または人を支配する立場に立つと、力がある人々にとって有利な支配になりやすいことは、歴史が証明しています。こうした権力の使い方を「権力の濫用(らんよう)」と言いますが、こうした事態を防ぐために、一般市民が服する同じルールに権力者も従う「法の支配」という考え方が広まり、そのための最も重要な手段が憲法による政府権力の制限であるのです。こうした力ではなく法が支配するという考えが立憲主義であり、その中心にある目的は人権保障であることは、もう一度強調しておきたいと思います。以上のような憲法が誕生してきた歴史のなかで作られた最先端の憲法が、日本国憲法だと私は考えております。その内容の先進性は、世界的にも評価されてきました。

「5 自民党改憲草案について」

憲法は誰を縛るか

まとめますと、憲法は主権者たる私たち国民が、国家権力の暴走を防ぐために発する命令や指示であって、憲法は法律よりも重たい最高規範になります。ところが、2012年に発表された自民党改憲草案を読みますと、これまでお話ししてきた憲法の歴史や理念を全く理解していない方々が書いたのではないかと、思われるぐらい、多くの点の問題として指摘されてきました。

このなかで、自民党の改憲草案をお読みになったことがある方はどれくらいおられるでしょうか。半分ぐらいですね。草案のどこか一部だけでも結構ですので、まずは読んでみていただきたいと思います。そしてまだ読んでいない人、特に「憲法改正しても別にいいんじゃない？」という人に、「草案を読んだ？ 問題が多いと思うのだけれど」という話をするのが、他の人々と問題意識を共有するための一つの方法だと思います。なぜならこの草案は、誰かよく分からない人々が書いたのではなくて、いま政権を担当している自民党が、現代の日本において実現したいと言っているものだからです。

自民党改憲草案の最後に並んでいる名前のなかには、現在の日本政府の主要なポストを占めている人たちがたくさんいます。自民党憲法改正推進本部の最高顧問に麻生太郎、安倍晋三という現在の副総理と総理大臣が含まれているほか、福田康夫、森喜朗というかつての首相等が名を連ねているのです。

彼らの言い訳はこうです。「自民党の改憲草案は二〇一二年から国民には広く示している。そのうえで自分たちが選挙で勝つということは、草案への国民による支持があるのだ」というのです。したがって、自民党に投票している人々には、「もう一度よくこの憲法草案を確認したほうがいいんじゃない？」と、ぜひ言っていたらいいと思います。ただ、相手にそう言うからには自分も読んでいないと、質問されたときに困ってしまいますので、きょうはこの草案の要点、なかでもどんな点が問題になっているかをお伝えしたいと思います。

まず自民党の憲法改正草案の特徴ですが、一言で言いますと、「憲法は国家の権力を握る人々を守るべきルールである」という前提が弱まっているということなのです。むしろこのルールが逆転していて、国民により多くの義務を課

して、私生活まで国家の権力が踏み込んでくる内容に変わっているのです。

たとえば、一番分かりやすいのが、改憲草案の文書の参照一ということです。草案の下の段、第九十九条というのがあって、こちらは現在の日本国憲法の条文です。現在の憲法条文から見ますと、「第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とあります。現行憲法はこの一行なので、シンプルですね。先ほどから話していることですが、憲法を誰が守るかということ、国家権力の側にいる公務員が尊重する義務を負います、ということがこうして明確に記されています。

なぜ公務員こそが憲法を守るべきなのでしょう。それは、公務員は一般市民と異なり、国家の権力を使う機会が多くあるわけですから、その人たちが憲法を守る責任を負っています。

ところが、改正草案百二条をご覧ください。上の段です。「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」という文章が加わっています。ここを見て、多くの憲法学者は首をひねったわけです。この草案を書いた人々は、本当に立憲主義という言葉が表している原理を分かっているのか、

そもそも憲法が誰に宛てて書かれたことかを理解していないのではないか。この条文を見ると、非常に不安になるわけです。

ただ国民の側も、立憲主義についての知識をもっていないと、この改正草案が何となく正しく見えてしまうかもしれません。憲法は最高法規だというし、すべて国民が守ることは大事なことでないかと思ってしまうわけです。しかし、繰り返しになりますが、憲法は国家権力が暴走する際に縛るものであって、国民はこの憲法に基づいて作られる法律の順守義務はもちろんありますが、憲法をまずは国民が守れというのはおかしい話だということを、ここで確認したいと思います。

この問題について政府や自民党は何と知っているかという、今日お配りした資料の参照1の下に、二つの例を挙げました。どちらも有名なのでお聞きになったことがあるかもしれません。

たとえば安倍総理は、改正草案のこの問題点を問われて、二〇一四年二月三日の国会の予算委員会での答弁では、「憲法について考え方の一つとして、いわば国家権力を縛るものだという考え方はありますが、しかし、それはかつて王権が絶対的権力を握っていた時代の主流な考え方」である

というのです。すなわち、いまの日本において立憲主義は関係ないと言わんばかりです。確かに、王様が権力を握っていたときに、その暴走をどう止めるかというアイデアとして、「法の支配」や「立憲主義」という思想が出てきたのはそのとおりですが、「憲法についての考え方の一つ」という言い方には大きな問題があります。

過去には、現在の憲法とは異なる原理に則って作られた憲法がありました。君主の権力を強化するための憲法がかつて存在したのです。日本においても、大日本帝国憲法はまさに天皇主権ですから、君主の権力を縛る昨日は弱く、むしろ君主がもつ主権の根拠を与える役割を果たしていたのです。でもそのような憲法を使って進めた政治の結果が一九四五年までの十五年にわたる日本の戦争であり、日本人だけでも三一〇万人以上、海外の人々はより多くの数の人々が殺されることになりました。日本兵の半分以上は餓死か病死と言われており、日本政府は適切な戦争遂行の計画も無いまま、兵士を次々に戦場へと送って、飢え死にさせてしまいました。政府の政策が失敗し、権力が勝ち目のない戦争を進めても、その暴走を止めることができなかつたことが、大日本帝国憲法の時代の反省点であったはずで

こうした反省を踏まえれば、権力を憲法が縛るという立憲主義について「憲法についての考え方の一つ」という言い方をしてしまうこと自体、かつての失敗から学んでいないという意味で、問題があります。立憲主義がいまの時代に関係ないわけでは決していないことは、この数年間の日本政府の政治のやり方を見ていけば明らかではないでしょうか。政府権力を縛る憲法というルールは、どんな時代になってもやはり常に必要だろうと考えています。

ところが、首相はまるで立憲主義は過去のものであり、いまは選挙で選ばれた私たちが政治をしているのだから、いったん選挙で選ばれたら、何をしてもよいのだ、という勘違いをしていらつしやるようにも見えます。こうした政府の姿勢を示したのが、二年前の磯崎陽輔参議院議員による発言です。この方は改憲草案の起草委員会にも入っていますし、農林水産副大臣、内閣総理大臣補佐官などの主要ポストを務めている方ですが、「ときどき憲法改正草案に対して、立憲主義を理解していないと意味不明の批判をいただきます。この言葉はウィキペディアにも載っていますが、学生時代の憲法講義では聴いたことがあります。昔からある学説なのでしょうか」というツイートをしましたのです。彼の学歴は東京大学法学部だそうです。ですので可能性と

しては二つが考えられるわけですが、一つ目は東京大学法学部の授業の質が低いか、もう一つは彼が居眠りしていたか休んでいたか、または授業を聞いていなかったか、どちらかでしょうか。とにかくこうした考えをツイートで発信してしまつて、ご本人が「立憲主義について知らない自分が恥ずかしい」と思わないところが一番怖いと思います。別の可能性としては、彼は立憲主義について知っているが、わざと立憲主義を軽視するコメントを書いたというものです。つまり「いまの日本は立憲主義は大事ではない」という主張を百回言い続けると、それがまるで本当のこのように聞こえてくることを狙っているのではないか、さらにメディアも批判しなくなるのを待っているのではないか。戦略的な否定論ではないかという見方もありました。いずれの場合であつても問題となるのは、公務員の憲法順守義務についての前提をまったく誤解して、むしろ国民に義務を課すものだという想い違いが前提となつている草案だということなのです。

家族について

家族のあり方についても、先ほどご指摘があつたので少し触れておきます。憲法の条文第二十四条をご覧ください。

下側に現在の二十四条が書かれていまして、これは婚姻について決めている条文です。現在の条文を読みますと。「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と書かれています。この条文とは対照的に、戦前の日本では、法的にも社会的にも男女同権ではなかつたことから、合意に基づかない結婚もたくさんありました。日本国憲法が一九四六年の時点で男女の同権を決めたというのは、世界に先駆けた、実はアメリカの憲法にもない、先進的な規定だったので。この第二十四条を起草したのは、非常に若いアメリカの女性の委員、ベアテ・シロタ・ゴードン (Beate Sirota Gordon) さんという方で、たまたまGHQの起草委員会に参加していたことによりこの二十四条を彼女が起草することになったのです。いまの時代からすると、「両性の」と書いてしまうと、たとえば同性婚が排除されてしまうので、この「両性」という限定は変えたほうがいいのではないかという議論ももちろんあります。

この第二十四条を自民党がどう変えようとしているかというところ、新たに一項を追加しています。その主語は「家族は」で始まっています。家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」という条文を新たに付け加えました。二項の「両性の合意」の部分は変えていません。自民党が用意している草案に関するQ&Aではどう説明しているかというと、「家族は、社会の極めて重要な存在ですが、昨今、家族の絆が薄くなってきたと言われています。こうしたことに鑑みて、第二十四条一項に家族の規定を新設し、『家族は、互いに助け合わなければならない』と規定しました」というのです。なお、前段、すなわち最初の「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される」は、世界人権宣言十六条三項も参照しましたと書いています。世界人権宣言とは、国連で一九四八年に採択された世界共通の人権を初めてリスト化した決議ですが、この宣言には「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する」とあります。自民党の草案と世界人権宣言は似ているようで、実は大きく異なることがお分かりになるでしょうか。自民党草案は、「自然かつ基礎的な単位であり、尊重される」という部分までで、

世界人権宣言の文章を切っているのです。宣言のその後の文章、すなわち「社会及び国による保護を受ける権利を有する」という部分は自民党の草案には入らずに、国家が助けるのではなくて、お互いに家族で面倒を見なさいという言葉の換えを草案はしている点が大きな問題です。

それでは世界人権宣言はなぜ、わざわざ「社会及び国による保護を受ける権利を有する」という言葉を使っているのでしょうか。たとえば、在留の許可なく米国に滞在している外国人がいるとします。米国は、国内で生まれた子どもには米国籍を与える制度がありますので、米国で外国人労働者にお子さんが生まれると、お子さんだけは米国籍を取得できます。ところが、親御さんは在留許可がないので強制送還をするかどうかというときに、家族という単位を尊重して、親御さんも米国に残すなど、家族を離ればなれに強制送還してはいけないことになっています。つまりさきほどの「保護を受ける権利」というのは、家族という単位を保護しなければいけないという保護規定なんですね。国や国際機関が家族という単位を無理やり引き裂くようなことをしてはいけないという意味で、第二次大戦直後に作られた世界人権宣言に盛り込まれました。

自民党草案は、この宣言を引用してまるで正当性がある

ように書いていますが、むしろ世界人権宣言が目指した法的保護とは逆の解釈が可能になっている点で問題です。家族は自然な単位なのだから、国の保護を期待しないでお互いに助け合うことが求められる可能性があります。実際に、利用の制限が増えるという意味で介護保険制度の改悪が問題になっていきますし、お年寄りが使う補助器具利用料なども自己負担に切り替えられているといった事態が、いま発生しています。家庭の中にズカズカと政治が入ってくるという、分かりやすい例ではないでしょうか。

個人の尊重について

さらに家族の関係、個人の私生活上の人間関係に、どこまで国家が関与し、介入してくるのかが、この第二十四条をめぐる問われています。世の中には、恵まれた家族関係で親御さんに大事にされて育つ人もいれば、親かまれて、暴力や虐待を受け続けている人たちもいます。ところが新しい条文になれば、家族だからその単位でやっていきなさいと突き放されてしまう可能性もあるわけです。家族は聖域で安全な場所だという、何の保障もない前提で、家族内で「ケア労働」（育児や介護など）を押しつけ合う根拠にも

されかねません。

「家族で助け合う」という一文は、一見美しく聞こえます。しかし、もう一度議論の出発点に戻ると、憲法とは私たち国民がどのように行動するかを決めているのではなくて、国、政府や公務員が人々の自由や人権を保障するために何をしてくれて、何をしてはいけないのかを定めたものです。ところが第二十四条の書き方は、国民が何かをしなさいという義務を強調している点で、なぜこの項目を憲法に入れる必要があるのかについて、さらなる議論が必要です。

自民党草案では、個人の権利が後退しているという指摘は、第十三条にも出てきます。現在の日本国憲法第十三条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と書かれています。こうした人権保障についての憲法による保障があるからこそ、私たちはいろいろな意味で安心して自由に生きていけるわけです。

それが自民党改正草案をご覧いただくと、「全て国民は、人として尊重される」という文章へと変わっているのです。ちよつと読み飛ばしてしまいそうなのですが、現在の憲法

の条文と比較しますと、現在は「個人」とされている言葉が、「人」へと変更されていることが分かります。ところが自民党が用意した『Q & A』には、この変更についての解説がないのです。丁寧に解釈をすれば、「個人」というのは個性を持った個々の一人ひとりが尊重されるという意味での個人であるのに対して、「人」というのは、ある意味人々を一面的に捉えていて、個人の意思よりも国家や社会の利益が優先される議論につながっていくという点で、批判されています。個々人の違い、多様性を前提として、そのうえで各人の権利を尊重するという、現在の憲法が前提とする「個人主義」を否定したいという思惑があるのではないのでしょうか。

この改憲草案を作った人たちの発言をたどっていくと、「人権」という言葉を非常に嫌っているという印象を受けます。彼らの発想の根本にあるのは、いまの日本で家族が崩壊しているとか、モラルが低下しているとか、お年寄りの孤独死などといったいろいろな問題があるのは、戦後の個人主義を土台にした人権や民主主義がいきすぎたせいであり、その根本原因が現在の日本国憲法だと言うのです。そこで、個人主義という前提自体を否定したいようなのです。

個人が優先され、個人の権利のために国家があるという前提で社会をつくるのではなく、国家が強くなり、発展するために、国民が協力する国に変えていきたいとなると、個人を尊重するよりは、国民はいくらでも取り替えの利く人として扱わないとうまくいかないわけです。第十三条については、そういう怖さを感じますので、「個人」と「人」はたつた一字で大きく異なることに注意が必要です。こうした傾向がさらにはつきり出ているのが、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利について規定するさいに、いまの憲法には「公共の福祉」という言葉があるのですが、自民党改正草案は、「公益及び公の秩序」という言い方に変えています。これも大きな違いで、「公共の福祉」に関する現在の解釈では、ほかの人の人権を抵触する場合だけ制限がかかることがあるとされています。つまり、人権と人権の衝突問題をどうするか考える際に重要となるのが、「公共の福祉」なのです。

しかし、「公益」や「公の秩序」となってしまうと、それはほかの人の人権と抵触する場合のみ制限をするという範囲を超えて、「公益」や「秩序」を国の機関にとつて都合の良いように決めてしまい、それらに対する批判は許さない、という新しい制限が設けられる可能性があります。

国の定義によっていくらでも変わり得る「公益」や「秩序」
に変わって、人権に関する制限が広がるのが危惧されて
いるのです。

自民党の解説によれば、「公共の福祉」はあいまいなので、
はつきりさせたというのですが、「公益」及び「公の秩序」
も、誰がどう決めるのかという肝心の点は解説されていま
せん。結果として、国がいくらでも、そういう活動は公益
に反しますと行って、規制をかけてことが可能となつてし
まいますので、戦前の自由や人権が制限された時代に近づ
いてしまうという問題があります。

九条と憲法前文

改正草案に関してさらに注目すべき点は、いうまでもな
く憲法第九条です。草案では、第九条を大きく変える提案
をしています。第九条を読む前に必ず合わせて確認して
いただきたいのが、憲法の前文です。現在の憲法条文のな
かでも最も良く知られている第九条は、前文とあわせて読
んで初めて意味が分かる条文です。それが自民党改正草案
では、前文が全面的に変えられています。

現在の憲法第九条に対しては、批判もよくあります。「一国
平和主義」であって、日本だけが平和ならよいのか、とい

う批判です。実際に日本が「平和国家」となった後も、戦
後すぐに発生した朝鮮戦争を高度経済成長のきっかけにし
てきましたし、沖縄に犠牲を押し付ける構造は、戦前から
戦後にかけて連続して続いています。そうした批判は確か
に真摯に聞かなくてはいけないのですが、日本国憲法とい
うのは、他の地域はどうなっても良いから、日本さえ幸せ
なら良い、という考えで作られた憲法ではなかったのです。
この点について説明しているのが、現在の憲法前文です。
少々長いのですが、自民党草案では子の前文が書き換えら
れていますので、この際にしっかりと読んでおきたいと思
います。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通
じて行動し、われらとわれらの子孫
のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわ
たつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつ
て再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決
意し、」

ここで書かれていることは、戦争を起こすのは政府です
ので、日本国民が政府に歯止めをかけるときの対象となる

範囲として、戦争も入れたということです。政府が戦争をするという行為で、多くの国民が、そして外国の方が死んだからです。

「戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」。

「そもそも国政（国の政治）は、国民の厳粛な信託（国民が委ねること）によるものであつて、その権威は国民に由来する」

「その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅（天皇の命令）を排除する」。

「人類普遍の原理」とあるのは、どの地域であつても世界に共通する理想という意味です。憲

法改正を求める人々の中には、「人権や民主主義を考え出したのはヨーロッパやアメリカだから、日本に当てはめる必要は無い」と言う方々いますが、主権を国民が有すること

を望まない日本の国民が果たしていまだだけいるのでしょうか。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、

平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」。

このように、すべての国民が、恐怖からも欠乏からも自由になつて、平和に生きていくことを目指したのが平和的生存権です。日本さえよければということではなかつたわけです。

「われらは、いづれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的（ユニバーサル、世界共通）なものであり、この法

則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達することを誓ふ」。

非常に残念なことに、この憲法前文は自民党改正草案ではほとんどすべて削除されています。

ところが、この前文と第九条を合わせて読んで初めて、九条の意味が分かるのです。なぜ現在の日本国憲法が第九条によって戦争を放棄したか。それは、政府が決定した政治の失敗で戦争が起きてしまった反省を踏まえて、政府にも戦争はさせないという制限をすることが、最大の安全保障だと考えられたのです。国民が死なないにはどうするか。政府に戦争をさせないこと。それは単に日本人だけではなくて、全世界の国民が同じように戦争をなくし、欠乏から自由になる。戦争がなくても飢えて死ぬ人のほうがいまの世界では多いですから、そういう状態をなくすことを実現するための名誉ある地位を占めたいという理想が、前文には書かれていたのです。

しかしながら改正草案は、この前文を前端的に書き換えてしまいました。少しだけ見ておきましょうか。まず主語

が変わります。「日本国民は」で始まっていたのが、「日本国は」になります。

「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて」。

この文章が、前文の一番初めにきているのです。一人ひとりの国民がどうかであるかよりも、まず日本の国があつて、国民統合象徴の天皇を戴く国家だというのが日本のアイデンティティの基礎になるということです。文章の順番は適当に決めるわけではなく、重要なことから先に書きますので、改正草案を書いている人々が国民より国家や天皇を優先していることが良く分かります。その後には、次のような文章になります。

「先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好關係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する」。

先ほどから言っているような、国民に何か新しい義務を課すような、自ら守れとか、和を尊び家族が助け合うようにという言葉が出てくる点は、国家権力を縛る憲法の性質とは矛盾しています。さらに、先ほどの世界共通の人間が目指すべき社会は何かという話が消えているのです。

こうして前文を読んだうえで、第九条を比較しながら読みますと、その重さが伝わってまいります。現行の第九条はご存じのとおり、以下のように定めています。

第一項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」。

第二項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

よく「日本は憲法で戦争を放棄しているから、中国や朝鮮になめられるんだ」という議論がありますが、これは非常に不正確な理解です。なぜなら日本も入っている国際連合、国連という国際機構に入っている国はすべて、戦争と

武力行使を放棄しています。武力を行使しないという約束をして初めて、国連に入ることができるのです。各国の憲法に書かれていなくても、武力を使つてはいけませんという約束の下、北朝鮮も中国もアメリカもロシアも日本もほかの国も、国連に入っているのです。

でも、守らない国があるではないか、と思われるでしょう。それはそのとおりなのですが、なぜ現代の世界において武力を使つたり、核兵器を使うぞと脅したりすることが世界から批判されるかというと、国連を作った条約である国連憲章に武力を使つたり、脅したりしてはいけないと書かれているからです。ですので、二〇〇三年にアメリカがイラクと戦争をしたときは、アメリカが多くの国によって批判されました。国連憲章という、すべての国に共通のルールを破っていたからです。ほとんど世界中の国が国連に入っていますので、すべての国は武力行使をしてはいけないんです。最低限の自衛の場合を除けば、武力は使えないのです。

一方で、改正草案の第九条はどうなっているでしょうか。第一項は、「戦争を放棄し」、最後は「永久にこれを放棄する」という現在の条文から、「戦争を放棄し」「国際紛争を解決する手段としては用いない」という言葉に変わつてい

ます。「永久に放棄する」という言い方よりは後退しているのがお分かりいただけますし、「自衛権の発動を妨げるものではない」という言葉を追加をしています。

先ほども言った国連憲章によって最低限の自衛権は認められていきますので、自衛権についてわざわざ憲法に書く必要はありません。

さらに第九条二項です。

「一 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

二 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する」。

もはや自衛隊ではなくて、はっきりと「国防軍」という言葉を使っています。軍隊を日本で持つのだということ憲法に規定しようとしているわけです。改正草案の前文とあわせて読んだときに、特に日本の戦争被害を受けた国からこの草案はどのように見えるでしょうか。かつて日本の軍事侵略を受けた国々からすれば、非常に心配な条

文なのではないでしょうか。どんなに日本人が戦争を再びするはずがないのだと私たちが先方に伝えたとしても、つい七十年前に日本軍に侵略され、苦しんだ国々から見たら、この草案の文章が変わることの意味がどんなに深刻なものであるか、考えてみる必要があります。日本の軍事力拡大を恐れて、北朝鮮は核を手放さなくなる可能性が高いですし、中国も軍備増強を続けてしまうことになるでしょう。この改正草案がそうした東アジア不安定化の後押しをしてしまうことを、いま一番恐れています。

緊急事態条項について

この第九条の改正とともに深刻なのは、緊急事態条項を新設しようとしている点です。この条項はいままでなかったものですので、新しく加わります。その内容をかいつまんで申し上げますと、テロとか大規模災害で緊急事態が起きたときに、通常は国会が法律を作りますが、法律がなくても政府が出す「政令」によって国民を従わせることができることとなります。つまり、三権分立を乗り越えて、首相が率いる政府だけで多くのことができるようにするための条文が、この緊急事態条項なのです。

この条項が必要だという人々は、日本でテロが起きたら

どうするのですか、または東日本大震災のとき、民主党政権はひどかったでしょう、ああいう混乱が発生しないようにするために必要です、と説明してくるので、もつともらしく聞こえます。国民が反対しにくい条項から変えようとしてしているのかもしれませんが。

しかしながら、テロや災害への対応はこの条項がなくても対応することが可能です。もし現在の体制では緊急事態に対応できないのであれば、そのための法律を国会での議論を通して作ればよいのです。むしろ二〇一六年四月の熊本での震災でも明らかになったように、必要なのは事前の備えであり、または地震や津波の被害が懸念される原発の再稼働を止めることではないでしょうか。そして実際に何か重大な事態が起きたら、いまの法律はこうだからといって柔軟な対応ができていないので、漏れ落ちる被災者を救うための柔軟な法律の運用や制定を行えばよいのです。つまりテロや災害対応は憲法の問題ではないのに、緊急事態条項をわざわざ憲法に入れようとしているのはなぜか。

緊急事態条項の危険性については、歴史の前例があります。ナチスドイツです。先ほど言った、民主主義の国からナチス党独裁支配を持ち込んだときに、ヒトラーが頼ったのが、全権委任法という法律でした。国内で内戦が起きそうだ、共産

主義者が反乱を起こすといった噂を広めて、議会政治を止める法律を作ってしまった、その結果ナチス党による独裁政治ができるようになりました。この時の流れと現在の日本の議論の流れが、良く似ているのです。

そこで緊急事態条項については、憲法学者だけではなく、ドイツ史や欧州政治の研究者も反対しています。ナチスと同じだと、非常に怖いという議論をしています。さらに一九四六年七月に、現在の日本国憲法を作った改正委員会の金森担当国務大臣が、緊急事態条項を現在の憲法に入れなかった理由を説明しています。

金森大臣によれば、行政当局者にとつては緊急事態条項は実に重宝であり、行政側の政府の側としては実に便利だから、その点を優先すれば入れたほうがいいかもしれないが、国民の意思のある期間、有力に無視し得る制度である。政府にとつて便宜を尊ぶか、あるいは民主政治の根本原則を尊重するか、その分かれ目になるといつて、日本国憲法の中に入れたかったというのです。当時憲法作成に関わった人々は、そういう条項を入れてしまうと乱用されるということが分かっています、あえて入れていないのです。それを今入れようとしているのは、なぜでしょうか。

その一つの理由として推測されているのが、「お試し改憲」

という考え方です。テロです、災害です、何かしなければいけないかなと思わせる条項は、第九条改正に比べるとハードルが低いでしょうから、そこから「お試し」で改憲をやってみて、国民には徐々に改憲に慣れてもらって、第九条に持ち込もうとしているのではないか、という推測です。

ただ、この緊急事態条項ができてしまえば、第九条を改憲する必要は実はないんですね。もう何でもできますから、九条を変えなくても、ある意味、戦争までできますので、そういう意味で、緊急事態条項とされている改正草案の九十八と九十九条は非常に危険だと考えています。

改正への動きと、人間社会の理想について

憲法改正手続についてはので書きましたが、いまの憲法は第九十六条で、憲法改正には両院議員のそれぞれ三分の二の多数の賛成が必要だと決めていて、改正のハードルを高くしています。つまり憲法を単純な過半数で変えてはいけないということにしているのですが、改正草案では改正のために必要な多数は半分でよいとしています。現在は与党が衆参両院の議席の半数以上を持っていますから、憲法が簡単に換えられてしまう危険がある。しかし繰り返しになりますが、憲法に埋め込まれた原理は、多数決でも変えてはいけない原理原

則なのです。

現在の日本国憲法の三大原則は、教科書で習ったご記憶があると思いますが、国民が主権者であるという「国民主権」、個人の人権尊重が社会の基礎となるという「基本的人権の尊重」、そして前文と第九条にうたわれた「平和主義」、これは日本だけではなくて、世界の人が平和に生きていけることを目指す立場でした。これはアメリカの憲法にもみられない、非常に革新的な、最先端の内容だったのです。マッカーサーでさえ、こういう憲法をすべての国が持ったら戦争がなくなるだろうと感想を言ったぐらい、人類の理想が詰まった憲法であると言つて良いと思います。

ところが、いまの憲法を変えようとする人たちは、アメリカが作った憲法だから、変えなくてはいつまでも敗戦国なんだとか、欧米の人権思想ではなくて、日本古来の伝統文化を取り入れるべきだという言い方で、三大原則への批判を始めています。

その裏には、現代日本社会に存在する問題が、まるでべて憲法のせいであるといったようにも聞こえます。ここにも勘違いがあるということ、きょうの話とつながってくると思うのですが、憲法というのは、国の権力者への命令ですので、そこに社会問題の原因を求めると議論に

は、ずれを感じます。いまの日本社会が抱える問題は、憲法を変えたら一気に改善するような簡単な問題ではどれもありません。なぜ家族の結びつきが弱くなっていくのか、スマホを開発して、家族の中の会話を奪う経済を作っているのは誰でしょうか。いまの日本の大人たちです。そういう経済を作っておいて、そうやって家族の絆が薄まっているのは、アメリカが作った憲法のせいだということでしょうか…。

時代を超えた人間社会の理想とは何かを考えていくときに、憲法に込められたアイデアをフランス人が言ったか、アメリカ人が言ったか、日本人が言ったかは、あまり大きな問題ではないのでしょうか。アイデアを作り出したのが他の国の人々だとしても、それを選んで実践したいと私たちが思えば、それは私たちの理想であり、アイデアとなるのです。改憲を主張する人々は、誰が言ったかではなくて、自分たちが提案する原理原則によってどういう社会を実現して、私たちや私たちの子どもたちがどう生きていくか、そちらを議論してほしいのです。今の憲法のままでは、こういう人たちが困るからこうしましょうという話が出てこないで、誰が作ったかという話ばかりに終始するのは、やはり問題があると思います。良いアイデアな

ら、別に外国産のものでもいくらでも使えばいいわけです。

最近の事件ですが、相模原市で障害者の方が多数殺された事件がありました。私はこの事件で一番ショックだったのは、日本政府の対応なんですね。たとえば、ああいう殺人事件がアメリカで起きたとしましょう。オバマ大統領はたぶん現場に行つて、スピーチをしたいと思います。そこで必ず犠牲となった障害者の人たちの人権に触れると思います。アメリカでも「人種」が違うというだけの理由で、また同性愛者という理由で殺された事件がありました。必ず大統領は追悼のスピーチのなかで人権の重要性を繰り返して、被害を受けた人たちの権利を尊重できる社会にどのようにしていくのか、議論を始めたと思います。

ところが今回の相模原の事件への政府の対応では、人権という言葉が政府関係者から出ていません。加害者を取り調べて、ああいう「危険人物」をもっと早く監視したり隔離したりするための法改正ばかりが議論になっている印象です。加害者によって奪われた命の重さについての議論が、政府によってどれだけなされているのでしょうか。

加害者は、重度の障害者は社会に存在しなくて良いのだ、これらの人々を殺すことが社会に認められるだろう、政府が後押ししてくれるだろうと思っていたようです。そうし

た主張を正面から否定する責任が、憲法の名の下に日本政府にはありました。そういう考えには立ちません、人として生まれたからには、障害がある方でもない方でも同じように人間として尊重しつつ扱います、それが日本の統治の基本構造 (constitution) です、ということを経済者が言い続ける責任があります。なぜなら、ルールというのは誰かが常に掲げ続けないと、いつでも壊れてしまうものであり、言い続ける一番の責任は公務員、特に政治家にあったはずですね。障害者の人権の重要性を、政府関係者が明確に言わなかったという事態に、私は本当にショックを受けました。

今回の事件では、一部の人の人権がないがしろにされたように見えます。重度障害者の人権を政府が大事にしなかったわけで、人口でいえば数パーセントでしょう。あまり気にする必要はないのではないですかと言う方がいるかもしれませんが、そういう人に会ったら、私は次のように話しかけます。人権が保障されない社会の行き着く先は、戦争だということを知っていますか。戦争をする国は、まずは戦争する前の準備をします。国民は戦争になったからといって、いきなり「敵」を抵抗なく殺すことはできませんので、「優生思想」という思想を政府は協力者と共に国民

に埋め込んでいくのです。具体的には、社会に役に立つ人間と役に立たない人間の線引きをしていきます。戦争に使える健康な人だけがいればよい、病気がある人、障害がある人、犯罪歴がある人は、社会にいらなくてよい、と言う考え方です。

たとえば、最初は生活保護制度を廃止していく。社会的な保護をどんどん奪っていき、社会の役に立たない人間は、最後はガス室送りです。ナチスの場合は障害者の方は安楽死の薬を投与して、どんどん障害者を殺していきました。ユダヤ人だけではなくて、社会に役に立たない人はいなくて良いのだ、という政治が始まると、みんな生き延びる側のグループに入りたい一心で、その体制に加担していつてしまうのです。自分は安全なこちら側にいたい、という人々の考えの行き着く先が、ナチスであったり、戦争であったのです。

ですから、一部の人の人権が奪われたことを「他人ごと」だと思つて切り捨てる考え方は、実はいつか自分に危険が及ぶことを防ぐことができません。それは沖繩の人の話でしよう、それは在日の人のお話でしよう、障害者の人の話でしよう、とないがしろにしていくと、そのような社会では、いつ自分が線引きのあちら側に追いやられるのか、びくび

くしなければいけない時代、社会になります。それがまさにいま日本で始まっている怖さを感じて、本当に残念でした。

「6—私たち市民ができること」

不断の努力と人間関係を築くこと

では私たち市民にできることは何なのでしょう。憲法改正には違反に対する罰則が不在だと言いました。違反した首相は罷免する、とは書いていないのです。罰則がないにもかかわらず、憲法は守られるだろうという前提でできています。

なぜなら、主権者が政府を常に監視していて、政治家や公務員がそれを正面から破った場合は、そういう政党は国民によって支持されず、選挙に負けるだろう。だから政治家も普通は憲法違反となりうる行為は怖くてできなかったはず。正面から憲法を馬鹿にするような政治や政策はできなかった。なるべく国民を言いくるめて、これは憲法にのっとっていますと言ってきました。

そうではあったのですが、いまの憲法を正面からある意味破り捨てようとしたほとんど初めての政権が、安倍政権

だといって良いと思います。その前のいくつもの政権も、違反する行為を実はやっていましたが、憲法違反という批判を、政治家はそれまでは怖がっていた。ところが、今の政権は怖がらなくなってしまった。だから、あれだけ憲法を無視した政治が進められてしまう。

なぜ政治家が国民の目を怖がらなくなったのでしょうか。この点のヒントが、まさにいまの憲法の第十二条に書かれています。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」。

九十七条には以下のようにあります。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」。

何とこの第九十七条は、自民党の草案では削除です。人類の多年の努力によつて獲得した基本的人権という立場をとらないんですね。それは先ほどから言っている、三原則への批判とか障害者の権利を重視しない政府の対応にも、そうした姿勢が出ていのように感じます。

こういう政治状況のなかで、では私たちはどうしたらいいのでしょうか。私が日ごろ考えていることを、最後に申し上げます。このなかの多くの方は、自分とは立場の違う人たちとどう話していけばよいのかということをおっしゃっていただきました。私もいつもそのことを考えています。

一つは、自分の立場を入れ替えてみる。たとえば政権の側の人間として、いまの国民をどう見ているかを考えてみる。そうすると、国民観といえますか、政府にとつての国民観はどういうものなのだろうかということが、少しずつ見えてきます。今日の話の最初に、「素人は口を出さな、問答無用」という部分がありました。国民はどうせオリンピックでも投げ与えておけば、政治には関心を持たないだろう、何か国民が好きそうな「えさ」を、アベノミクスでもオリンピックでもいいです、きれいなストーリーとか感動とか、分かりやすいシンボルを与えて、そちらに気を向け

させておいて、政治には関心を持たないように仕向けよう、という意図を感じます。

それでも国民が政治について何か言ってきたら、素人は口を出さな、あなたたちは分かっているでしょうと言つてはねつけられる。メディアに対しても政府が厳しいことを言えば、メディアからの政権批判を抑えることができるということ、安倍政権はこの四年間で学んでしまったように見えます。少し脅したつもりがものすごく萎縮してしまつたので、これはいいや、どんどんメディアを注意してしまおう、メディアは萎縮してくれるだろうから、そんな空気が強まっています。

ですので、いまの政府の人たちは、国民が怖くなくなつている可能性があるのです。国民はどうせ愚かだから、国民はどうせ関心なんかないから、株価さえ上げておけばいいのだ、とでも言わなければなりません。安倍政権は株価を上げるためには手段を選ばないんですね。私たちの年金までつぎ込んで、約五兆円も損失を出したという報道がありました。将来の世代が、深刻な財政赤字になつて困ることはどうでも良いように見えます。そこまでにして国民の目をそらせておいて、憲法が変えられればというところが、進んでしまつています。

この状況を変えていくには、国民は政治を見ていないだろうという「愚民視観」を、私たちがどう変えていけるかです。国民に見られている、こんなことをしたらまずいぞ、また野党になってしまおう、という緊張感が今の与党にはありません。国民は本当に政治に関心がないのでしょうか。確かに国民の多くが政治に関心を持つ暇がない、余裕がない、または持てる雰囲気がないのかもしれない。先ほどから言っているように、政治の話をしにくいということも関係しています。汚職や失言が続いていくと、関心がないか、持てない人が増えていくでしょう。

同時に、政府の考えに同調する人が徐々に増えてきているように感じます。気持ちのいいストーリーを政府が語り始めると、現実の人生ではつらい想いをしていたり、いつ「あちら側」に転落するか分からないという不安定さを感じている人ほど、その内容を信じた人が出てくるでしょう。日本はすばらしい国ですよ、これほど立派な文化や伝統や天皇をもつ国はないですよ、この国に属しているだけであなたは立派な人間ですよ、と語りかけてくる。すごく気持ちが良いストーリーですから、そういう政権を応援したい、と思う可能性があります。

特にいまの若い学生は、生まれたときから不況の日本に

生まれて、ずっと貧乏で、いまのアベノミクスによる不況の影響はそんなに感じていない。ずっと貧乏で大変だったから、いまが特別ひどいと思わない。そうしたなかで、あなたたち日本人は立派ですよ、すごいですよ。中国人や朝鮮人と違うのですよという言い方が、すごく魅力的に見えてしまうことがある。

ナチスが政権を取り、その後も維持できたのも、最後は誰がそんな話を信じるのかという思想を国民運動に変えていったからだと言われています。国民がナチスの思想を支えたからなんです。二〇一六年の参議院議員選挙の結果は、この予兆が少し出てきているように思いました。いままでの選挙であれば、前の年にあれだけ批判を受けた安保法制を強行採決し、憲法違反の法律を作ったわけですから、憲法違反をする自民党に今回は票を入れないで、自民党支持者でさえ控えたはず。そうした国民のなかの「平和バネ」がもう動かなくなっている。要するに、憲法を守ることによりも目先の経済とか、地縁血縁で頼まれたかからとか、または現状維持でこのまま逃げ切れるだろうと思っている世代なのか分かりませんが、そういう人たちが増えていて、若い人もそれにいちいち反論するのは大変なので、思考を停止して、いわれたとおりにやっていたほうが

楽な日本社会ですから、現状維持を支援してしまう。

学生に最近、家族と政治の話をするかと聞くとしないようになったと言いました。私のゼミに入って、しないようになったというのは、何か私がいまいことを言ったかしらと思つたら、家族と話が合わなくなつて、けんかになるからでなくなつたと言うのです。要するに、政府に対する批判的な意見を大学に来て初めて聞いた。政府を批判して良いということを、大学に来て初めて知つたという学生が少なくありません。いまの政府のやっていることはいいのかしらと言つたぐらいで、おまえは変わったと家族にいわれてしまうので、話せなくなつてしまつていと話してしました。

そういう状況を見ると、国民は政治を見ていないという政治家たちの迷惑をどう変えていくかを考える必要があります。その時に重要なのは、何となくきれいなストーリーに乗りたい不安な人たちを責めたり、馬鹿にしたり、お説教したり、追い詰めるのではなく、そちらへついで行くと大変ですよ、つらいことが待つていますよ、歴史がかなり証明していますよ、というメッセージを伝え続けるしかないと思います。日本は全体主義的な政治から戦争へ行つてしまつて、国家が一度破綻しています。そういう方向

に進むのとは異なる生き方とか、日々の暮らし方とか、経済の働き方とかがあるのではないですかと。

いま、一つの会社に入つたら、問答無用でそこでどんなひどいめにあつても、一生我慢して働く時代ではなくなつています。学生も会社がひどいと思つたら、やめて次の仕事を探すようになっていきます。社会は変わりつつあるのに、そこが何となく見えなくて、ロールモデルがないから、いままでどおりの生き方、きちんとした企業に就職して、結婚して、ローンを組んで、現状維持がいいから、そうすると与党でなければ困るからという、その発想はすでに社会の実態とはずれてしまつています。

このような考え方にそれに疑問を持つている人が増えていきますし、それは一つの「考え方」ですから、変えることができます。実際にもう変え始めている方はたくさんいらっしゃいますので、私の長期戦略は、できる人からあたらしい生き方を始めてしまふ、ということなんです。できる範囲でよいのでこちらのほうが楽しそうで、持続可能で、おいしいご飯を食べていて、わいわいと活気づいていたら、今までの主流の道を選んでいた人々も、こちらに來たいと思はずです。主流の道は一見安定しているようですが、実はつらい道だと思ひます。いつ自分も少数派で切り捨てら

れるか分からない、とびくびくしなくてはなりません。少しでも間違えたら排除されるかもしれない、失敗が許されない、ひどい上司のハラスメントに耐えなければいけない。ローンを組んでしまったからひどい会社でもやめられない、パートナーのDVがあっても耐えなければいけない。そうではない生き方があるのではないですか、あなたを責めているのではなくて、あなたも楽になりませんかというアプローチができないかなと思います。

ですので、あなたたちは憲法を勉強していない、改正草案も読んでいない、そういう愚かさが日本の民主主義を駄目にしたといわれて、次の日に私と会って話したい人は絶対いないでしょう。もう二度とあの清水という人間には会いたくないと思われるのがオチですよ。そうではなくて、このままの社会で大丈夫なのだろうか、私、不安なんですよ。こういう憲法草案をお読みになりましたか。こちらへ行くところという問題が待っていると思います。そうではないやり方で、たとえばリーススクールを始めていらつしやるとか、有機栽培でもっと安全な野菜を農家と方と一緒にやり取りするやり方を始めていらつしやるとか、障害者の方と一緒に教育する保育園、幼稚園という学校も増えていますし、別のやり方があるはずなのです。

それを一緒にやってみませんか。そちらの生き方をするためにも、いまの憲法はすごく使い勝手がいいですよ。なぜなら、ものすごく先を読んで作ったものだからです。一方で、新しい社会を切り開く上で、すごく後戻りしているように見えるのが自民党改憲草案だと思います。よく「昭和はよかったとか、かつての日本はよかった」といって、それは美しい映画ができたか、ドラマができるのですが、本当に昔がそんなによかったのか、きちんと検証もしていないですよ。女性が旦那にぶたれても何も言えない時代。いまはそれがDVとして犯罪になりますけれども、かつて家庭内の暴力はまったく放置されていました。それでよかったという思いをしていた人たちの一部の言説が、まるで社会全体のようにいわれているのだと思います。そういうことも含めて、かつての日本によりかからずに、いまとは違った社会を、そこで一緒に生きたい人たちが、国籍やいろいろなジェンダーやいろいろな立場を超えて、社会を一緒に作っていきませんか。そのためにあなたが必要なんです。あなたのような、いままで別の分野で一生懸命やってきた人のスキルが必要なんですという形で、立場や考え方が異なる人々とも一緒にできないかなということを考えています。

わつと大きな声で反論してきてしまう人には、不安なのですね、どうして中国や北朝鮮が攻めてくると不安なんですか、何でそんな甘いことを言っていられないとおっしゃるのですか、もしかして誰かに言われたことがあるんですか。そこから聞いていって、相手の不安の原因を見ていくこともとても大事だと思っています。

最後にしますが、ここにはお子さんを持つている方が多いので、申し上げたことがあります。いろいろな戦争の研究をしていると、ヒトラーもそうですし、スターリンという同時期のソ連の指導者で、やはりたくさんの人を殺した指導者がいますが、小さいころ、虐待を受けていることが分かっています。親から暴力を受けて育ったと、どちらの人物も言われています。容赦なく暴力を振るえる人を、ヒトラーもスターリンも英雄視したといえます。最初の人間関係でつまずいて、暴力に従うしかなかった。自分の親が自分に暴力をふるうとは、あまりにひどいではないですか。その状況のなかで生きていくには、そういう人がすごい人だと思いませんか。そういう人こそ決断力があり、リーダーシップがあり、すごい人だ。そうしたトラウマの傾向が、ヒトラーにもスターリンにも出ていた可能性があります。

平和を語るときに、家族でなくてもいいのですが、日々

の生活の場が本当に平和かどうか、実は世界の平和を考えるうえでとても重要だと考えています。男性だけの会に行ったときに、どんなに平和活動を熱心に皆さんがやっていても、ご家庭で奥さんや子どもを抑圧していたら、次の戦争を準備してしまいますよ。絶対自分たちの主張は通らないですよというお話もします。

そういう意味で私たちも気をつけなければいけないのは、私たちが平和や人権や自由のために一生懸命になったときに、その一生懸命さが暴走してしまつて、相手を抑圧したり、罵倒したり、孤立させたり、罰してしまうような行為に出ると、それはやはり先ほどの比喻と一緒に、次の戦争を準備してしまうのです。どんなに善意であっても、そうだと思います。

家庭でもそうですし、もしDVとか暴力で悩まれた経験がある方とか、そういう方を知っていらしたら、いまはいろいろな相談窓口がありますので、ぜひ使っていただければと思いますし。それを、あなたが悪いんだと抱え込む必要ありません。学生さんで、どんなに成績優秀でも、基本的な信頼関係でつまずいた学生がよく相談に見えます。最初は勉強の相談だったり、進路の相談だと言いながら、最後は結構、家族関係だったりするので。

そういう意味で、私たちができることは、身の回りの抑圧とか暴力を減らしていくことではないでしょうか。困っているような人の話は聞いてみるとか、どこかにつないでみるとか、または自分がいらしたときに、子どもにあたってしまった、介護をしている親や相手の親につらくあたってしまったら、自分を責めるのではなくて、自分はそうしてしまうのだけれど、手をあげてしまうのだけれどと言って誰かに相談して、助けてくれる人を探す。当たり前なのですよ、自分だけでケア労働をやっていたら、相手は言うことを聞かない人だったり、思うようにいかない介護者だったりしたら、そういう気持ちになってしまうのは当然のことです。その時にご自分を責めるのではなくて、自分の暴力性に気づくことができ、自分の弱さに向き合えたことで、それをどうにかしたいと思えるところから、私は平和づくりが始まると思います。自分の中の暴力性と向き合えるかどうか、平和への鍵だと思います。

憲法と私たちの暮らしがどうつながっているかということ、皆さまの問題提起を受けながら、きょうはいろいろな話題に飛んでしまいましたが、ご一緒に考える機会をいただきました。ありがとうございました。時間が無いとは思いますが、何か最後に確認とか質問がもしあれば、一

つぐらいいはお受けできると思いますし、個別に言っていただけでもいいです。何かご不明な点がありましたら、最後にいかがでしょうか。

平和はどこから始めるか

参加者からの質問

Q…気持ちはあるけれど、意見を表明することが怖い「おっかなびっくり族」だと自分のことを思っている。子育て中で、自分の子どもには自分の意見を曲げずにいられたり、正しいものを自分で模索しながら生きてほしいと願っていたりする。清水先生には、学問的裏づけがあるにしろ、固い意思で自分の意見を表明する強さを支えているものは何なのか。

A…私を支えてくれるものは、主に三つあると思います。一つは人のつながりです。私の話を聞きたいと思って、皆さんが集まってくださっている。私の話に違和感を持つことはもちろんあつてよいわけですが、同じような問題意識や危機感を持っている方々がいる場所にこうやって出かけてみることで、支えられています。テレビやツイッターで見ると、こうやって顔を見て話すと、いろいろな立場の多様な職業の方が、自分が考えているような不安や違和感

を持つている。それを確認できる場所を持つのは、先ほどもお話ししたように、人間はそれで初めていま何が起きているかを確認できるという意味で重要だ。誰とも話せないと、私の頭がおかしいのかと思ってしまう。権力者は人々を分断して、一人ひとりを孤立させようとするのは常套手段で、それは問題意識を共有して、状況を確認できないようにするためなのです。

私はなるべくいろいろな方のところへ行つて話をする機会をいただくのは、私がいま考えていることを伝えたいということだけでなくて、皆さんが何を考えているかを教えていただきたいからです。社会がいま、こう考えていると自分が勝手に言つても、ずれている可能性は常にありますので、皆さんのお話を聞く機会は貴重です。自民党支持だという人たちも、日本会議、いいじゃないという人とも話すようにしています。何を考えているかをお互いに伝えあることから、政治は始まります。まず人とのつながりで、異なる立場の方の話もまずは聞いていく。なぜなら、私は安倍晋三さんの人権も守りたいと思うからです。ああいう人を排除しようと私は思ったことはありません。ただ憲法を尊重しない方は、首相にならなくては困りますが。ああいう思想の人はどんな社会にも必ずいると思うのです。彼も

何であるような思想をもつようになったか、いろいろな説明ができると思う。でも、ああいう人が政権与党のトップになつて、国民の人気を得て、投票で選ばれている事実も、やはり見なくてははいけないと思つています。

私を支えてくれる二つ目の要素は、自分を甘やかす時間を取ることです。自分が元気でないと、こういう目をそらしたくなる現実に向き合いつづけることはできないと思うからです。自分がいつも体も心も調子よくないとできません。日本は自分を大事にすることをほとんど習わない。親のために尽くせとか、会社に尽くせとか、社会に尽くせとか、夫に尽くせ、子どもに尽くせといわれるが、自分を大事にして、自分に尽くせといわれないうちに思ひます。しかし自分を大切にすることができなかつたら何もできません。ぼろぼろになつて、心身ともに疲れ果てて、誰も同情してくれなくて苦しいという方が、いまの日本にはいっぱいいると思う。まずは自分を甘やかすのが実は秘訣で、自分が心地いいと思える時間や空間を確保することをためらわない。お金をかけなくてもいい、いろいろなやり方があると思うので、そういう機会をつかまえる。逆にいえば、この世の中もいいなというところを見ておかないと、この世の中を守ろうという気概も湧いてこないと思つています。

それこそ車を走らせて、宇都宮と違っていい空気の中で、あの風景を見るだけでも、やはりこの環境を子どもたちに残したいと思う。そういう時間だけでも取るとか。自分を甘やかし、大事にする時間を作りながら、現実に向き合うことは避けられないことを心がけています。

最後は、自分の受けている恵みを感じる、blessing という言い方のことをお話しします。自分が受けている「恵みを数える」という言い方があります。いまある私が、たとえば女性が大学教員になれるのは、百年前の日本ではあり得なかった。自分がいまここで女性なのに大学院まで行けて、大学の教員になれたのは、自分の手柄でも何でもなくて、その間に実に多くの人たちがいろいろな取り組みを、有名なものも無名なものも含めて、取り組んできてくれた結果、人権があつたり、女でも大学教員になれたり、政治的な自由がある。自分たちにも大変なことは多いし問題もあるが、いま自分たちが与えられた権利や自由や恵みや、おなかいっぱい食べられることや、家族がどこへ行つてしまつていくか分からないのでなくて分かるとか、そういうことは、いろいろな人のリレーでここまでできている。そうすると、自分はそのリレーの中継ぎ地点なので、ここで自分がやめてしまつたら、バトンが一本渡らない。川のように

に多くの人がいろいろな立場でつないできたバトンが、自分の中で途切れてしまう。それは正義感だけでは絶対できないと思います。そのような立派な人には自分にはなれない。そうすると、自分が受けてきた恵みや、享受してきた幸せ、自分の幸せな状況を思い浮かべて、自分がここまで来られたのは、こういう人たちがいたし、いまの世の中はひどいから嫌になつて、ひきこもつて、すべてやめてしまいたいと思つても、やはり自分はその中継ぎ地点にいることを思い出す。自分にとつて心地良いことを思い出すとか。自分を支えてくれる人は、親でなくてもいいのです。親は無理解で暴力的な人かもしれないし、パートナーとはうまくいなくて、別れるかもしれないし、それはよくあると思うので、型にはめなくていいと思います。あのとときにあの場所であの人は自分を認めてくれたし、あのとときに○○ちゃんはこちらを向いて笑つてくれた。それでいいと思います。なるべく自分を心地良い場所に置いて、心地良い思いを思い出して、それをつないでいく。こちらにきませんかと呼びかけないと、こちらが拳を挙げたり、糾弾すると、当然、相手は守り入るから、こちらも消耗するし、相手もつらい。人にも環境にも害の少ない農業をやつていく。持続可能な社会を作つていく。そうした取り組みは、十分平和や人権

や自由に貢献しますし、子どもたちを抑圧的な環境から少しずつほぐしていくはずです。きのうは怒鳴ってしまっただけ、それをやめてみて、子どもの話を聞くとか、学級にいる外国人のお母さんが孤立してしまっている人に声をかけてみるとか。すごく些細なことに見えるが、やはりそこから平和は始まっていくと思っています。

時間が過ぎてしまったので、最後に一つだけ、参考文献に一冊の本を掲げています。『憲法カフェへようこそ』という本です。お読みになった方はいるかもしれませんが、今日話したことや安保法制についてもとても分かりやすく、入門編としてすごくいいと思います。中高生から、小学生からも読める本で、明日の自由を守る若手弁護士の会、「あすわか」と略していらつしやるグループが、憲法カフェでテキストに使っているものです。

周りでこういう活動をしてみたいとか、勉強を始めてみたいという方の入門編としては非常に使いやすいものですし、内容も正確ですので、どの情報を信じていいか分からないというときには、まずこちらから始めてみてはいかがでしょうか。